

○内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第三項、第一百十四条の六及び第一百十四条の七並びに
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十六条第二項及び第四十七条第四項の規定に基づ
き、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改める。

改正後

(運転免許試験成績証明書)

第二十八条 公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の六の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

一 「略」

二 免許試験に合格した者で、当該免許試験に係る免許を受けていないもの

別記様式第十五 (第十九条関係)

(表)
11

第	号	年	月	日交付
仮 運 転 免 許 証				
公 安 委 員 会				印

写	真	氏 名	年	月	日生
押出し	スタンプ				
本籍又は 国籍等					
住 所					

改正前

(運転免許試験成績証明書)

第二十八条 「同上」

一 「同上」

二 法第九十条の二第一項各号に掲げる種類の免許に係る免許試験に合格した者で、当該各号に定める講習を受けていないもの

別記様式第十五 (第十九条関係)

(表)
11

第	号	年	月	日交付
仮 運 転 免 許 証				
公 安 委 員 会				印

写	真	氏 名	年	月	日生
押出し	スタンプ				
本籍又は 国籍等					
住 所					

別記様式第二十五（第四十条関係）

交通反則告知書（番号）									
告知日時		令和 年 月 日 午前 時 分							
告知者の所属、階級等及び氏名		印							
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)					職業	印	出頭日時
	本籍	場所							
	住所	裏面記載のとおり							
	免許証・免許情報記録	第 号 令和 年 月 日 公安委員会交付等							
	保護者又は勤務先	住所氏名					電	職業	続柄
	(2) 反則車両	登録(車両)番号 号							
(3) 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分 頃								
少男・女	(4) 反則場所								
(5) 反則事項・罰条									
(6) 反則行為の種類	車両等の種類 (○印のもの)		反則行為の種類		(7) 反則金相当額				
	大型車	普通車	二輪車		円				
	原付等	重被牽引車							
道路交通法第88条の規定により上記のとおり告知します。									

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

有効期限	年 月 日
仮免許の種類	
免許の条件	
備考	
注意事項	
1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。	
2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。	
3 運転は、法令の定める資格を有する者を運転者席の横の座席に同乗させ、その指導の下に行うこと。	
4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。	

備考 1 用紙は、洋紙とする。
2 備考欄には、法第93条第2項の規定による事項、本籍、国籍等又は住所の変更その他必要な事項を記載する。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十五（第四十条関係）

交通反則告知書（番号）									
告知日時		令和 年 月 日 午前 時 分							
告知者の所属、階級等及び氏名		印							
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日 生(歳)					職業	印	出頭日時
	本籍	場所							
	住所	裏面記載のとおり							
	免許証・免許情報記録	第 号 令和 年 月 日 公安委員会交付等							
	保護者又は勤務先	住所氏名					電	職業	続柄
	(2) 反則車両	登録(車両)番号 号							
(3) 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分 頃								
少男・女	(4) 反則場所								
(5) 反則事項・罰条									
(6) 反則行為の種類	車両等の種類 (○印のもの)		反則行為の種類		(7) 反則金相当額				
	大型車	普通車	二輪車		円				
	原付車	重被牽引車							
道路交通法第88条の規定により上記のとおり告知します。									

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

有効期限	年 月 日
仮免許の種類	
免許の条件	
備考	
注意事項	
1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。	
2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。	
3 運転は、法令の定める資格を有する者を同乗させ、その指導の下に行うこと。	
4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。	

備考 1 用紙は、洋紙とする。
2 備考欄には、法第93条第2項の規定による事項、本籍、国籍等又は住所の変更その他必要な事項を記載する。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書(告知書番号)									
告知年月日		令和 年 月 日							
告知者の所属、階級等及び氏名									
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日生(歳)					職業	(8) 納付	方法 場所
	本 籍								
	住 所								
	免許証・免許情報記録	第 号 令和 年 月 日 公安委員会交付等							
	保護者住所	電							
	勤務先氏名	(歳)					職業	続柄	
	(2) 反則車両	登録(車両)番号 号							
(3) 反則日時	令和 年 月 日午前 時 分頃								
少男・女	(4) 反則場所								
(5) 反則事項・罰条									
(6) 反則行為の類別	車両等の種類 (○印のもの)			反則行為の種類			(7) 反 則 金 額		
	大型車 普通車 原付等	普通車 びん 重被牽引車	二輪車				円		
(9) 納付すべき金額	円								
(10) 納 付 期 限	令和 年 月 日								
(11) 通告年月日	令和 年 月 日								
上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第1項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。 警 察 本 部 長 (警 視 総 監) (印) (方面本部長)									

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

交通反則通告制度に関する説明	
仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所	
出頭場所	

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書(告知書番号)									
告知年月日		令和 年 月 日							
告知者の所属、階級等及び氏名									
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日生(歳)					職業	(8) 納付	方法 場所
	本 籍								
	住 所								
	免許証・免許情報記録	第 号 令和 年 月 日 公安委員会交付等							
	保護者住所	電							
	勤務先氏名	(歳)					職業	続柄	
	(2) 反則車両	登録(車両)番号 号							
(3) 反則日時	令和 年 月 日午前 時 分頃								
少男・女	(4) 反則場所								
(5) 反則事項・罰条									
(6) 反則行為の類別	車両等の種類 (○印のもの)			反則行為の種類			(7) 反 則 金 額		
	大型車 普通車 原付車	普通車 びん 重被牽引車	二輪車				円		
(9) 納付すべき金額	円								
(10) 納 付 期 限	令和 年 月 日								
(11) 通告年月日	令和 年 月 日								
上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第1項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。 警 察 本 部 長 (警 視 総 監) (印) (方面本部長)									

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

交通反則通告制度に関する説明	
仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所	
出頭場所	

附 則

（施行期日）

- 1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この府令の施行前に交付された仮運転免許証の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十五の様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。